

北広島市プロモーショングッズ広告募集要項

北広島市ではプロモーショングッズに掲載する広告を募集します。

1. プロモーショングッズの仕様

(1) 資料提供用手提げビニール袋

- 用途
イベントやセミナー等で資料配布用に使用します。
- 仕様
【別紙1 資料提供用手提げビニール袋 仕様】のとおり
- 年間使用予定数量
約 3,000 枚
- 広告枠数
1 枠
- 広告料（有料で広告を掲載する場合）
1 枠あたり 262,000 円

(2) うちわ

- 用途
イベント等で配布します。
- 仕様
【別紙2 うちわ 仕様】のとおり
- 年間使用予定数量
約 3,000 枚
- 広告枠数
1 枠
- 広告料（有料で広告を掲載する場合）
1 枠あたり 192,000 円

2. 募集期間

令和6年（2024年）3月27日（水）～5月10日（金）

3. 広告の掲載方法

広告の掲載方法は

- (1) 広告掲載料金を払って広告を掲載する場合
- (2) 広告を掲載したプロモーショングッズを寄附する場合
の2パターンがあります。

いずれの場合も、申込みを受けてから市税の納付状況等の確認や業種等の審査（必要に

応じて登記簿謄本等の関係書類の提出を求める場合があります。)を行った上で決定します。

(1) 広告掲載料金を払って広告を掲載する場合

市が広告主から広告掲載料金を申し受け、広告を掲載したプロモーショングッズを市が作成する方法です。

広告掲載料金はプロモーショングッズ作成経費の一部としていますので、広告主の事情等によりプロモーショングッズが使用できなくなった場合は、プロモーショングッズの再作成費を申し受ける場合があります。

【申込み方法】

北広島市プロモーショングッズ有料広告掲載申込書を E メールにて提出してください。

(2) 広告を掲載したプロモーショングッズを寄附する場合

広告を掲載したプロモーショングッズを広告主が作成し、市に寄附する方法です。

【申込み方法】

北広島市プロモーショングッズ寄附申込書を E メールにて提出してください。

4. 掲載できない広告

北広島市プロモーショングッズ広告掲載取扱要領及び北広島市広告掲載基準により規制されているもの

5. 広告主の決定方法

申込内容を審査の上、決定します。

掲載枠を超える申込みがあった場合は、北広島市プロモーショングッズ広告掲載取扱要領に基づき、以下の順序により決定します。

(1) 広告を掲載したプロモーショングッズをより多く寄附するもの

(2) 広告を掲載したプロモーショングッズを寄附するもの

(3) 広告掲載料を支払うもの

同順位のものがある場合は次の順序により決定します。

(1) 公社、公団、公益法人及びそれに類するもの

(2) 公共的性格のある私企業で、市内に事業所等を有するもの

(3) 前号に規定するもの以外の私企業または自営業で市内に事業所等を有するもの

(4) その他の私企業または自営業等

さらに同順位のものがある場合は、抽選により決定します。

結果につきましては、令和 6 年 5 月 31 日 (金)までに申込者あてに通知します。

6. 申込み先

〒061-1192

北広島市中央 4 丁目 2 番地 1

北広島市役所 企画財政部 政策広報課

電話：011-372-3311 内線 3612

Eメール：seisakuk@city.kitahiroshima.lg.jp

【別紙 1 資料提供用手提げビニール袋 仕様】

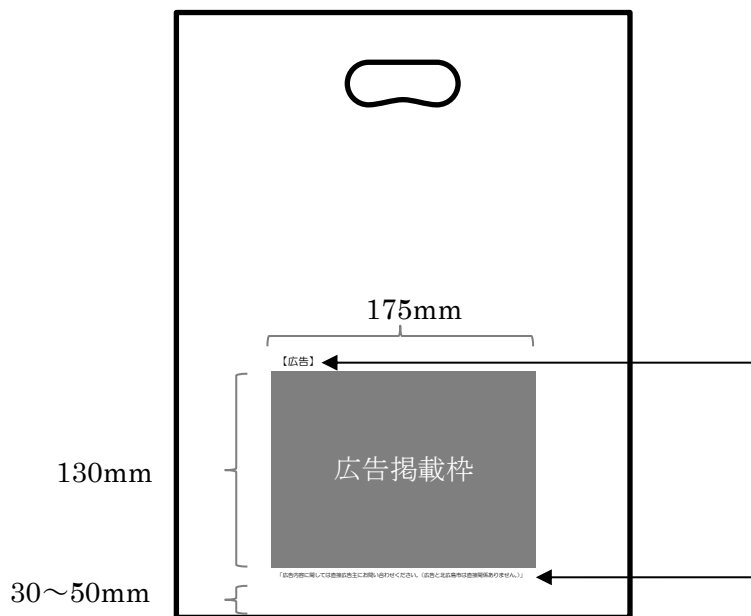
【表面】



材質：LLD 乳白
 取っ手：楕円抜き
 色数：1色
 4C C90 M63 Y78 K24
 PANTONE 567M

※広告主が制作する場合、
 ロゴデータは市より貸与する。

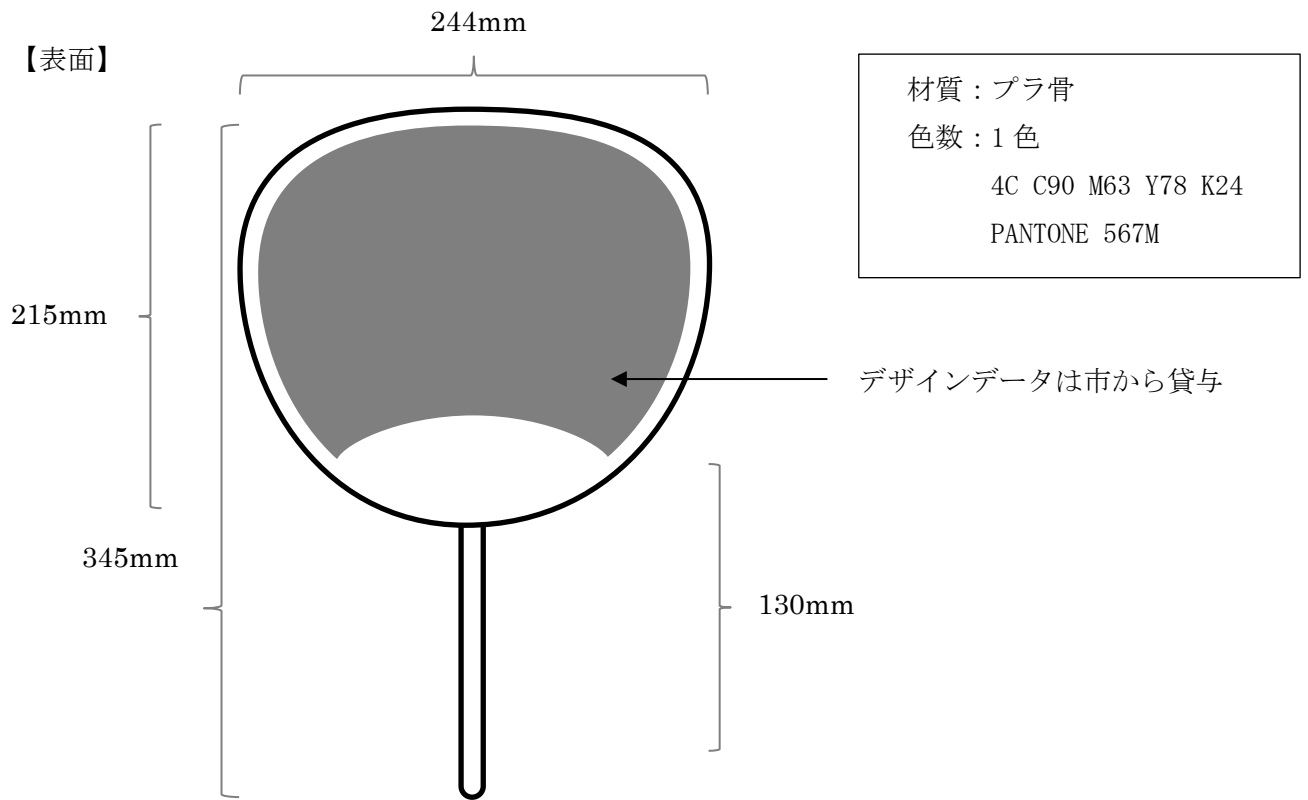
【裏面】



「【広告】」の記載

「広告内容に関しては直接広告主
 にお問い合わせください。(広告と
 北広島市は直接関係ありません。)」
 の記載

【別紙2 うちわ 仕様】



【裏面】

